

## 物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像の例

物品の表示部に表示される画像が、以下の（i）及び（ii）の要件を満たす場合のみ、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像と認められます。

（i）その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること

（ii）その物品にあらかじめ記録された画像であること

（意匠審査基準 74.1.1 / 74.1.2 より）

1 意匠登録第1517048号 リモートコントローラ

【登録番号】 意匠登録第 1517048 号

【出願日(出願基準日)】 2014. 05.22

【分類】 H7-1210 W

【意匠に係る物品】 リモートコントローラ

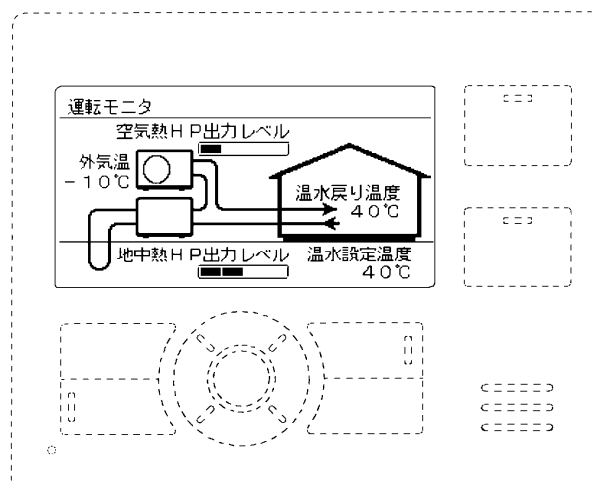
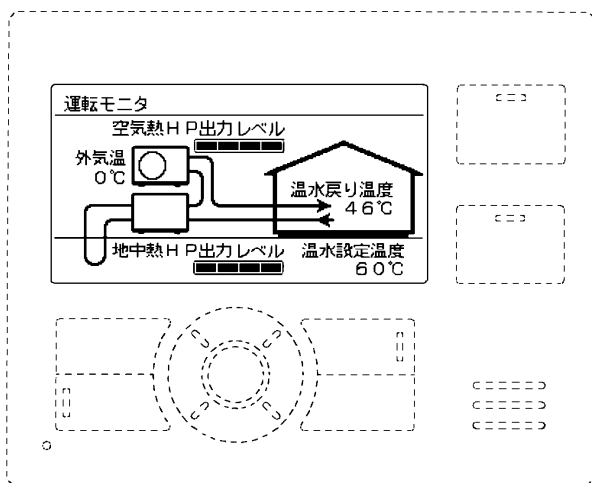
【意匠に係る物品の説明】 本物品は、温水暖房機本体と通信電線にて接続され温水暖房機の運転操作等を行うもので、床暖房等を行う室内の壁面に備え付けられ、リモートコントローラとして使用されるものである。温水暖房機本体は、地中熱を熱源とする地中熱ヒートポンプユニット(以下、地中熱HP)と空気熱を熱源とする空気熱ヒートポンプユニット(以下、空気熱HP)とで構成され、正面図中の表示部に表された画像は温水暖房機本体の運転状況を表す画面で、画面左側に外気温、右下に温水設定温度、右側に温水戻り温度が表示され、画面下部に表されるバー表示は地中熱HPの出力レベルを表示するもので、地中熱HPの出力レベルの増減に応じてバー表示の個数が増減するものであり、さらに、画面上部に表されるバー表示は空気熱HPの出力レベルを表示するもので、空気熱HPの出力レベルの増減に応じてバー表示の個数が増減するものである。また、地中熱HPと空気熱HPは、双方が駆動する場合と何れか一方が駆動する場合とがあり、地中熱HPと空気熱HPの双方が駆動する場合は、正面図や変化した状態を示す正面図(1)に示されているように、地中熱HPと空気熱HPのどちらも出力レベルを表すバーが表示され、地中熱HPのみが駆動した場合は、変化した状態を示す正面図(2)に示されているように、地中熱HPの出力レベルを表すバーが表示される一方、空気熱HPの出力レベルを表すバーは表示されないものであり、空気熱HPのみが駆動した場合は、変化した状態を示す正面図(3)に示されているように、空気熱HPの出力レベルを表すバーが表示される一方、地中熱HPの出力レベルを表すバーは表示されないものである。

【意匠の説明】 実線で表した部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

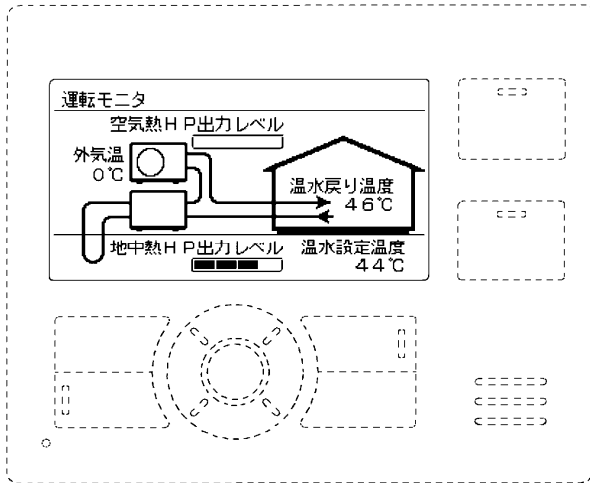
【部分意匠】

【正面図】

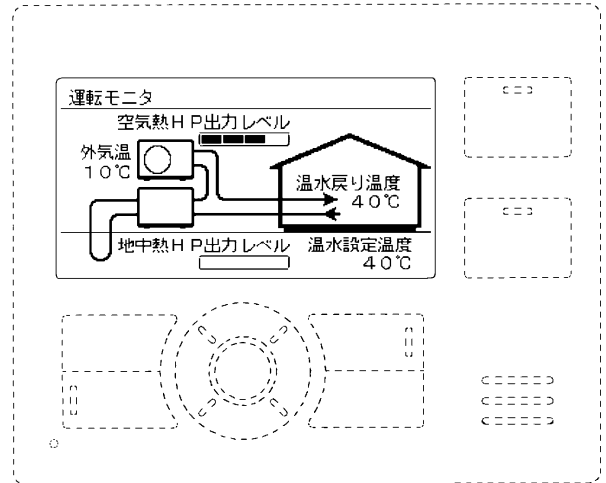
【変化した状態を示す正面図(1)】



【変化した状態を示す正面図(2)】



【変化した状態を示す正面図(3)】



【右側面図】



【平面図】

